

重要事項説明書

横浜市社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

注1) 様式の印刷について

A4用紙に両面印刷してください。

1面と2面が別々の用紙にならないようご注意ください。

必ず以下のすべての事項をご確認の上、署名捺印をお

本事業は、ひとり親家庭の親に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸付けることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とします。

2. 借受人について（規則第9条から第12条及び第16条）

借受人は借受けの目的に即し資金を使用し、修学に勤しむよう努めてください。また、卒業後、横浜市内等で取得した資格が必要な業務に従事するよう努めてください。やむを得ない理由なく、これに従わない場合、貸付契約の解除・返還の履行猶予の解除となる場合がありますので、ご注意ください。

また、借受人は、関係機関の支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めてください。

なお、万一借受人が死亡した場合、債務は相続人に相続される場合があります。

3. 連帯保証人（規則第5条）

連帯保証人は、貸付金の返還について借受人と同等の義務を負っています。借受人からの返還が滞った場合、連帯保証人は債権者である横浜市社会福祉協議会から返還の請求をされることになります。請求された連帯保証人は、借受人の返済能力の有無にかかわらず請求に応じて支払う義務があります。

また、借受人が修学及び就労に努めるようご指導・ご協力ください。

4. 資金の種類及び貸付金額等（規則第4条）

種類及び貸付額は以下のとおりとします。

(1) 入学準備金 500,000 円以内

(2) 就職準備金 200,000 円以内

貸付金の利子は無利子とします。ただし、連帯保証人が立てられない場合は、返還債務の履行猶予期間中は無利子、履行猶予期間経過後はその利率を年1パーセントとします。

5. 貸付契約の解除等（規則第9条）

下記項目のいずれかに該当した場合、貸付契約を解除します。

(1) 養成機関在学中に、訓練促進給付金の受給資格を喪失したとき

(2) 死亡したとき

(3) その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

(4) 借受人が訓練促進資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

6. 債務の返還免除（規則第10条）

下記項目のいずれかに該当した場合、債務の返還を免除します。

(1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、横浜市内等において、取得した資格が必要な業務に、5年間引き続き従事したとき

(2) (1)の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

7. 債務の返還（規則第11条）

下記項目のいずれかに該当した場合、債務を返還していただきます。

(1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき

(2) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、横浜市内等において、取得した資格が必要な業務に、5年間引き続き従事しなかったとき

(3) 養成機関を修了し、かつ、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事する意思がなくなつたとき

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

返還方法は、月賦、半年賦、又は年賦の均等払いにて返還してください。ただし、全額の返還を希望するときは、直ちに返還することができます。

返還計画のとおり返還がなされない場合は、返還金の督促等を行うことがあります。

8. 届け出義務（規則第14条）

下記項目に該当する場合は、速やかに届出を提出してください。

- (1) 借受人及び連帯保証人の住所、氏名、勤務先等に変更があったとき
- (2) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- (3) 借受人が債務の返還猶予を受けている期間中に従事先を変更した、又は従事を辞めたとき
- (4) 借受人が死亡したとき

9. 即時返還（規則第15条）

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき
- (2) 訓練促進資金を貸付けの目的外で使用したとき
- (3) 本会規則に定める各種手続きを怠ったとき
- (4) 返還計画に基づく返還を行わない行為を2度繰り返したとき

10. 延滞利子（規則第17条）

返還期日までに全額返還されなかった場合は、返還期日の翌日から返還日までの期間に応じて、未返還額につき年3パーセントの割合で延滞利子を徴収します。

11. 担当所管課・苦情対応

(1) 実施団体

連絡先： 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター7階

TEL: 045-201-2219 / FAX: 045-201-1661

受付時間： 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

土曜日、日曜祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。

(2) 苦情窓口

連絡先： 上記連絡先（苦情受付担当）

※本会苦情解決規則 (<http://www.yokohamashakyo.jp/iken/kujo-kisoku.html>)

【説明確認欄】

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付に係る契約の締結にあたり、重要事項の説明を受け、同意します。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

横浜市社会福祉協議会会長

申込人 氏 名 桜木 花子

注2) 署名・捺印について
それぞれが自筆で署名の上、
印鑑は実印を使用してください。

なお、申込者が未成年の場合は、
法定代理人全員分の署名
捺印が必要です。

人 氏 名 桜木 太郎

人※1 氏 名 桜木 道子

氏 名 桜木 太郎

連帯保証人※1 氏 名 (印)

花子

太桜
郎木

(印)

道子

太桜
郎木

(印)

※1 複数名いる場合は、ご署名・捺印ください。